

山口県水産振興課

遊漁者によるクロマグロ(大型魚)の採捕の制限に係る公示について

平素から本県水産行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、遊漁者によるクロマグロ採捕につきましては、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示が発出されているところですが、今般、採捕の禁止期間の公示がありましたので、貴下関係者に周知いただきますようお願いいたします。

○発出中の広域漁業調整委員会指示(有効期間:令和5年3月31日まで)概要

〔クロマグロ小型魚(30kg未満)〕

- ・採捕禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。

〔クロマグロ大型魚(30kg以上)〕

- ・採捕した場合には尾数、重量、採捕した海域等を水産庁ホームページにて報告してください。
- ・1人1日あたり1尾を超えて保持してはいけません。保持した人が別のクロマグロを採捕した場合には直ちに海中に放流してください。

○今回の公示(追加の指示)の概要

- ・令和4年6月25日から令和4年6月30日までクロマグロ大型魚(30kg以上)の採捕禁止(小型魚は周年採捕禁止で変更ありません)。

○今後の採捕禁止期間の見込み

- ・全国の遊漁による採捕数量が以下の時期ごとに概ね以下の数量を超えるおそれがある場合、その時期中は採捕禁止となることが公示されます。

時期	令和4年6月	7~8月	9~10月	11~12月
数量	10トン	10トン	10トン	10トン

- ・全体の数量が40トンを超えるおそれがある場合、令和5年3月31日まで採捕禁止となることが公示されます。
- ・釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを水産庁ホームページ「遊漁の部屋(クロマグロを対象とする遊漁者・遊漁船業者の皆様へ)」でご確認ください。

[https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kuromaguro/kyouryokuirai.html](https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kuromaguro/kyouryokuirai.html)

水産振興課漁業調整取締班

担当:片山、岡本

電話:083-933-3530

FAX:083-933-3559

期間:令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

遊漁者・遊漁船業者の皆様へ

# クロマグロ

## 資源保護のお願い

クロマグロ(メジ、ヨコワ、シビ等)の  
資源回復のため、採捕制限を実施しています。  
遊漁者の皆様にもご理解とご協力をお願いします。

山口県水産研究センター提供



クロマグロ小型魚(30キログラム **未満**)採捕は **禁止** !

意図せず採捕した場合には直ちにリリースしてください。  
※概ね体長100cm以下

クロマグロ大型魚(30キログラム **以上**)採捕は **報告** を!

キープは1人1日1尾まで!

重量、採捕した海域等を水産庁に報告をお願いします。  
リリースしたものについては報告義務はありません。

時期ごとに採捕数量を管理し、数量が多い場合は  
採捕禁止期間を設けます。

資源状況が悪化しているクロマグロの資源管理のため  
広域漁業調整委員会の指示に基づき、遊漁によるクロマグロ採捕に規制がかかっています。

上記の詳しい内容は右のQRコードから水産庁のWebサイトで、  
釣行前には必ず採捕禁止期間ではないことを確認してください。



クロマグロ 遊漁

検索



水産庁

【お問合せ先】 水産庁管理調整課沿岸・遊漁室  
TEL:03-3502-8111(内線6705)